

県産木材利用促進事業費補助金交付要綱

令和2年3月25日付け林第1149号
令和2年7月1日付け林第366号
令和2年9月24日付け林第646号
令和3年3月19日付け林第1267号
令和4年3月24日付け林第1389号
令和7年3月28日付け林第413号

(趣旨)

第1 県が交付する県産木材利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2 規則第3条による補助金の目的、交付の対象である事業の内容、補助金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）に補助金を交付するものとする。

(1) 補助金交付の目的

住宅の新築や増改築、非住宅建築物の新築又は非住宅建築物の設計・監理において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

(2) 補助対象事業

県産木材建築利用促進事業

ア 住宅・非住宅建築物建築支援

「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）又は認定工務店となることが確実な者が行う住宅の新築若しくは増改築又は非住宅建築物の新築に対して助成を行う事業。

イ 非住宅建築物設計支援

認定制度実施要領第2で定める「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）又は認定建築士となることが確実な者が行う非住宅建築物の木造設計・監理に対して助成を行う事業。

(3) 補助事業の実施方法

事業実施主体は、木材協会とする。

(4) 補助対象経費及び補助率等

別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定によ

り補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、当該補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時においては当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助事業の変更承認申請）

- 第4 事業実施主体が規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

（繰越承認申請）

- 第5 事業実施主体が規則第9条第2項の規定により知事に報告し、その指示を受けたときは、繰越承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（概算払請求）

- 第6 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに補助金概算払請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

- 第7 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 3 実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

- 第8 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補

助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等相当額報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の保存）

第9 事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

補助対象	補助区分	補助対象者	基本要件	補助金の額及び上限額		重要な変更
				上限額	補助金額	
ア 住宅・非住宅建築物建築支援 認定工務店又は認定工務店となる ことが確実な者が、施工する住 宅・非住宅建築物	① 住宅の新築 ② 住宅の増改築 ③ 非住宅建築物の新築	認定工務店又は施主	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施主が補助対象者となる場合は県内で建築するものであること ・ 認定工務店が補助対象者となる場合は施主と直接建築に関する契約をするか、認定工務店が施主となって建築し、木材調達権限が認定工務店にあるもの ・ 県産木材を標準木材使用量の60%以上、かつ10㎡以上使用するもの ただし、増改築の場合は5㎡以上とする ※県産木材使用量は小数第2位以下を切り捨てて第1位までとする ・ 県外で施工する工務店への補助金額は、1工務店あたり合計で100万円（住宅の新築・増改築、非住宅建築物の新築含む）までとする 	<ul style="list-style-type: none"> ① 1戸当たり37万5千円 ② 1戸当たり20万円 ③ 1棟当たり100万円 	別表2	補助金の増額
	④ JAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品の使用に対する加算		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産のJAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品を使用した場合は、1㎡当たり1万円を加算 ※JAS材・内装材等の高品質・高付加価値木材製品使用量は小数第2位以下を切り捨てて第1位までとする 	<ul style="list-style-type: none"> (住宅) 1戸あたり12万5千円 (非住宅) 1棟当たり30万円 	1万円/㎡	
イ 非住宅建築物設計支援 認定建築士又は認定建築士となる ことが確実な者で、過去に 当補助事業に採択されたことが ない者が、設計・監理をする非 住宅建築物	非住宅建築物の設計・ 監理に要する経費	認定建築士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・監理の契約者であるもの ・ 県産木材を標準木材使用量の60%以上使用するもの 	1棟当たり100万円	木工事費の8.75%以内	
事務費	—	—	本事業の実施に必要な事務費 (人件費、賃金、謝金、旅費、需用 費、役務費、委託費、使用料及び賃 貸料)	—	定額	

別表2

県産木材使用量	補助金額		県産木材使用量	補助金額
5m ³ 以上	5.0万円	※1	38m ³ 以上	45.2万円
6m ³ 以上	6.0万円		39m ³ 以上	45.2万円
7m ³ 以上	7.0万円		40m ³ 以上	50.3万円
8m ³ 以上	8.0万円		41m ³ 以上	50.3万円
9m ³ 以上	9.0万円		42m ³ 以上	50.3万円
10m ³ 以上	10.0万円	※2	43m ³ 以上	50.3万円
11m ³ 以上	11.1万円		44m ³ 以上	50.3万円
12m ³ 以上	12.3万円		45m ³ 以上	56.5万円
13m ³ 以上	13.6万円		46m ³ 以上	56.5万円
14m ³ 以上	15.0万円		47m ³ 以上	56.5万円
15m ³ 以上	16.5万円	※3	48m ³ 以上	56.5万円
16m ³ 以上	18.1万円		49m ³ 以上	56.5万円
17m ³ 以上	19.8万円		50m ³ 以上	64.0万円
18m ³ 以上	21.6万円		51m ³ 以上	64.0万円
19m ³ 以上	23.5万円		52m ³ 以上	64.0万円
20m ³ 以上	25.5万円	※4	53m ³ 以上	64.0万円
21m ³ 以上	27.6万円		54m ³ 以上	64.0万円
22m ³ 以上	29.8万円		55m ³ 以上	73.0万円
23m ³ 以上	32.1万円		56m ³ 以上	73.0万円
24m ³ 以上	34.5万円		57m ³ 以上	73.0万円
25m ³ 以上	37.5万円	※4	58m ³ 以上	73.0万円
26m ³ 以上	37.5万円		59m ³ 以上	73.0万円
27m ³ 以上	37.5万円		60m ³ 以上	83.7万円
28m ³ 以上	37.5万円		61m ³ 以上	83.7万円
29m ³ 以上	37.5万円		62m ³ 以上	83.7万円
30m ³ 以上	41.0万円	※4	63m ³ 以上	83.7万円
31m ³ 以上	41.0万円		64m ³ 以上	83.7万円
32m ³ 以上	41.0万円		65m ³ 以上	96.3万円
33m ³ 以上	41.0万円		66m ³ 以上	96.3万円
34m ³ 以上	41.0万円		67m ³ 以上	96.3万円
35m ³ 以上	45.2万円	※4	68m ³ 以上	96.3万円
36m ³ 以上	45.2万円		69m ³ 以上	96.3万円
37m ³ 以上	45.2万円		70m ³ 以上	100.0万円

※1 住宅の増改築の対象は5m³以上

※2 住宅の新築及び非住宅建築物の新築の対象は10m³以上

※3 住宅の増改築の上限は20万円

※4 住宅の新築の上限は37.5万円

※5 非住宅の新築の上限は100万円

様式第1号

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
別紙のとおり (注1)
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注1) 別に定める様式による。

様式第2号

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、補助金 円を追加(減額)交付されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容及び経費の配分
別紙のとおり (注1)
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注1) 別に定める様式による。

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、事業完了予定期間内の完了が困難となったので、事業の延期を申請したく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の概要

別紙のとおり (注1)

2 繰越を必要とする額

交付決定額 (A)	年度内完了予定額 (B)	繰越額 (C)	不用額 (D) (D = A - B - C)

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注1) 別に定める様式による。

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金について、下記により金
円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	交付決定額 (A)	月 日現在 予定出来高	補助金			事業完了 予定年月日
			既受領額 (B)	今回請求額 (C)	差額 (A-B-C)	
事業費	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)	
事務費		(%)	(%)	(%)	(%)	
計		(%)	(%)	(%)	(%)	

(注) 「 (%) 」欄には、(A)を100%とする割合を記入すること。

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

(なお、あわせて精算額 円の交付を請求します。)

記

1 事業の実績

区 分	金 額	内 訳
ア 住宅・非住宅建築物建築支援		
住宅の新築		
住宅の増改築		
非住宅建築物の新築		
JAS 材等加算		
イ 非住宅建築物設計支援		
事務費		
合 計		

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支精算

区 分	収入額	支出額	差引増△減額	備 考
ア 住宅・非住宅建築物建築支援				
住宅の新築				
住宅の増改築				
非住宅建築物の新築				
JAS 材等加算				
イ 非住宅建築物設計支援				
事務費				
合 計				

4 補助金精算

区 分	交付決定額	精算補助金額	既受領補助金額	差引補助金 未受領額
ア 住宅・非住宅建築物建築支援				
住宅の新築				
住宅の増改築				
非住宅建築物の新築				
JAS 材等加算				
イ 非住宅建築物設計支援				
事務費				
合 計				

番 号
年 月 日

島根県知事

様

一般社団法人 島根県木材協会
会長

年度 県産木材利用促進事業費補助金仕入れ
に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金交付規則第 11 条に基づく額の確定額 (年 月 日付け 第 号
による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相
当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |